

やまのべ

みんながつながる 協働のまち やまのべ
～未来につなぐ 自慢のまち～

主な内容

- 行財政改革大綱の評価・検証（2ページ）
- 山形県知事選挙について（6ページ）

「大人の味」おいしいね！



町公式facebookを開設しました

■山辺町公式facebook

<https://www.facebook.com/yamanobe.town/>



▲やまべ幼稚園で11月5日、国際ソロプチミスト山辺による出前茶会が開かれました。茶席の作法を見て学んだ後、茶筌（ちゃせん）でお茶を立て、お互いにお茶を出し合う園児たち。「苦いけどおいしい」「大人の味だね」と抹茶を堪能。

① 評価指標

評価基準	評価指標
取組内容が計画に沿って推進され達成・完了し、実効性の高い成果であると認められる項目（数値目標があるものは、100%超の項目）	S
取組内容が計画に沿って推進されておおむね達成・完了したと認められる項目（数値目標があるものは、80～100%の項目）	A
取組内容の改善、工夫などにより次期大綱への継続が求められる項目（数値目標があるものは、79%以下の項目）	B
取組内容の検討も行われず、未実施であった項目	C

② 項目別評価

基本方針	推進項目	具体的な取り組み	整理番号	評価
町民と行政が協働で育むまちづくり	町民と行政の協働関係の推進	町民主体の地域づくり活動の推進	1	A
		自主防災活動の充実	2	A
	町民ニーズの把握と積極的な行政情報の発信	町民の声を反映させる行政運営	3	A
		行政情報の発信	4	A
		窓口サービスの充実	5	A
信頼される行政の推進	行政組織体制の見直し	効率的な組織体制の構築	6	A
		適正な定員管理	7	A
	職員の人材育成と意識改革	人材育成基本方針に基づいた職員育成	8	A
		人事評価制度の推進	9	A
	安心できる生活環境の整備	危機管理体制の充実	10	A
		情報セキュリティの確保	11	A
効率的な行財政運営の推進	継続的な行財政改革の推進	財政健全化の推進	12	A
		事務事業の見直し	13	A
		指定管理者制度の活用および民間委託の推進	14	A
		公共施設などの適正な管理	15	A
		広域的な行政運営の推進	16	A
		収納体制の強化と滞納対策の推進	17	A
	自主財源の確保および受益と負担の適正化	遊休財産の売却促進	18	A
		ふるさと納税の推進	19	A
		受益者負担の適正化	20	A



「実施計画」では、推進項目20項目すべてがAとなり、「おおむね達成、完了した」と認められますが、全項目で次期大綱への検討課題が掲げられていることから、最終年度である今年度で、さらなる取り組みを推進・強化していきます。なお、項目別評価の詳細については、町ホームページまたは町政策推進課をご覧ください。

第3次行財政改革大綱の評価・検証 中間報告書の内容をお知らせします

〈問合せ〉 政策推進課 行革推進係 ☎(667) 1110

1. 目的

町の行財政改革推進については、平成28年度から令和2年度までの5カ年度を推進期間とする「第3次行財政改革大綱」（以下「3次大綱」）に基本的な方針を定め、3つの基本方針、7つの推進項目による施策体系としています。また、3次大綱の計画的な進捗と実効性を高めるために「実施計画」を策定し、毎年度、取り組み状況の評価を行ってきました。

財政状況の硬直化が続いている状況の中で、平成30年からは3次大綱に掲げる各取り組みを強化し、持続可能な行財政運営をより強固なものとしていくための取り組みを「加速化」「深化」してきました（以下「取り組み強化策」）。

推進期間の最終年度となる今年度は、これまでの取り組み状況を検証し、その成果を町行財政改革推進本部（以下「行革本部」）で組織的に評価し、継続的な行財政改革の推進と、次期行財政改革大綱の策定につなげていくために中間報告をまとめました。



2. 評価・検証

今回の評価・検証は、次の2つの点から行いました。

- (1) 「実施計画」 対象期間：平成28年度～令和元年度
- (2) 「取り組み強化策」 対象期間：平成30年度および令和元年度

(1) 「実施計画の推進状況」に基づく評価・検証

対象期間における「実施計画」の推進状況の評価・検証を行い、所管課で自己検証した取り組みを、行革本部で評価しました。

また、次期大綱策定の課題や検討事項などを所管課、本部ともに記載し、組織的に評価・検証しました。

3. これまでの取り組みの総括

【重点的な取り組み】

1. 事務事業評価によるPDCAサイクルを強化し、各事業・業務の見直しを深掘りするとともに、行革本部による組織的な進捗管理を取り入れながら、各課（局）などによる提案事項の積極的な提出が図られました。
2. 職員給与独自削減などによる人件費の抑制に努めました。
3. 中央公園内施設へ新たに指定管理者制度を導入。経費節減や業務の効率化などを図りました。
4. 土地開発公社の解散による残余財産を整理し、活用しました。

【つながった成果】

- 3カ年実施計画での事業の平準化を強化しながら、バランスのとれた次年度予算編成へつなげることができました。
- 令和元年度には、今後の公共施設などの長寿命化や改修・更新、解体などに備えるための「公共施設等再生整備基金」を積み立てることにつながりました。基金残高は約1億5千万円（令和元年度末）となっています。

※PDCAサイクル…Plan（計画）、Do（実行）、Check（検証）、Action（改善）を繰り返すことで、管理業務を継続的に改善していく手法

4. さらなる行財政改革推進に向けて

今後も少子高齢化、人口減少による行政課題（地域コミュニティの再生、空き家対策、子育て・婚活支援、学校統合後の施設利活用など）への対応が求められていく中、社会経済への影響などが懸念されます。

歳入面では、歳入の根幹である町税、地方交付税ともに伸び悩んでいる状況であり、歳出面では、子育て支援、医療・介護などの社会保障関係費の増加、あわせて、平成28年度に策定した「町公共施設等総合管理計画」によると、町の公共施設などの中長期的な費用見込みは、向こう35年間において公共施設などの全体で年平均12.3億円が必要となっています。

収納対策の推進強化や、遊休地の売却促進、ふるさと納税の拡充、受益者負担の適正化などの財源確保策をこれまで以上に取り組みながら、各事務事業のPDCAサイクルを強化し、事業実施にあたっては「見直しの視点」を継続しながら、効率的で効果的な実効性の高い行政サービスにつなげていきます。

また、3カ年実施計画における各事務事業の計画性の確保、負担の平準化を図っていくことも引き続き求められます。

今回の評価・検証を踏まえ、これまでの取り組みを一過性のものとして終えることのないよう、さらなる行財政改革に取り組んでいきます。みなさんのご理解とご協力をお願いします。

※中間報告書の詳細は、町ホームページまたは町政策推進課でご覧いただけます。



(2) 「取り組み強化策」における取り組み状況の評価・検証

取り組み強化策について、各課（局）などから示された「報告事項」や「個別提案」の取り組み状況を、効果額や推進状況などの点から評価・検証しました。

【個別提案】…3次大綱に基づき各課（局）などから提案され、行革本部による決定を受けて取り組む事項

検証		評価	
件数	18	報告を求めた各課（局）などのすべてから提出されました。	
最終決定済み件数	15	継続案件分については、組織的な促し、検討継続の支援を必要とします。※一部重複あり	
継続案件数	4		
効果額	削減額 約270万円	主な削減	広報紙発送業務委託時の郵送代 約5万円 中央公園および体育施設の管理などに要する経費（指定管理者導入）265万円
	確保額 約2億4,974万円	主な確保	ふるさと納税寄附金増加対策による寄附額（平成30年、令和元年の合計）約2億4,452万円 遊休財産の売却（2件分）約522万円
主な取り組み効果	地区委員による集金・加入とりまとめの一部見直し、地区委員会議時の説明一括化・様式の共通化	地区委員業務の負担軽減、および会議時の効率化が図られました。	
	自主防災会連絡協議会理事選出におけるブロック化の推進	ブロック単位による地域づくりの進展に寄与します。	
	窓口対応マニュアルの作成、接遇向上委員会の開催	役場の信頼、イメージ、住民満足度の向上が図られました。	
	「町長と語る会」「町政懇談会」のブロック協議会単位による開催	地区（町内会）の連携強化、地域課題解決力の醸成が期待されます。	
	情報セキュリティインシデント対応訓練の実施	情報セキュリティの体制強化が図られます。	

【報告事項】…3次大綱に基づく、各課（局）などにおける組織決定を受けた見直し取り組み事項

検証		評価	
件数	30	各課（局）などからの自主提案である「申告型」、事務事業評価などでの協議による「協議型」と2つの方式で出されました。	
最終決定済み件数	25	継続案件分については、組織的な促し、検討継続の支援を必要とします。	
継続案件数	5		
効果額	削減額 約5,983万円	主な削減	職員給与などの独自削減などによる削減（約4,560万円） ※予算時における予定効果額 羽前山辺駅の乗車券類簡易委託販売契約の解除（約478万円） 町民プールのウォータースライダー使用中止による削減（約260万円） 無料入浴優待券交付の廃止による削減（約116万円）
	確保額 約1億163万円	主な確保	土地開発公社の解散による残余財産（約9,700万円） 光ファイバー芯線貸借契約の見直しによる返還金（約360万円）
主な取り組み効果	市町村統一採用試験の実施見送り（平成30年度のみ）	人件費の抑制、経費節減が図られました。	
	観光案内所運営方法の変更	効率的な施設運営と機能充実につながりました。	
	町管理防犯灯の適正配置（統合）	安全性の確保に配慮しながら、整理・統合し、維持管理費の縮減に努めました。	
	ふるさと交流センター夜間開館の見直し	夜間における利用団体の状況から、各公民館と同様の貸館形態に見直し、経費縮減を図りました。	
	公園などの伐採木処分方法の見直し	伐採した支障木の無償配布を実施。処分費用の削減につながりました。	

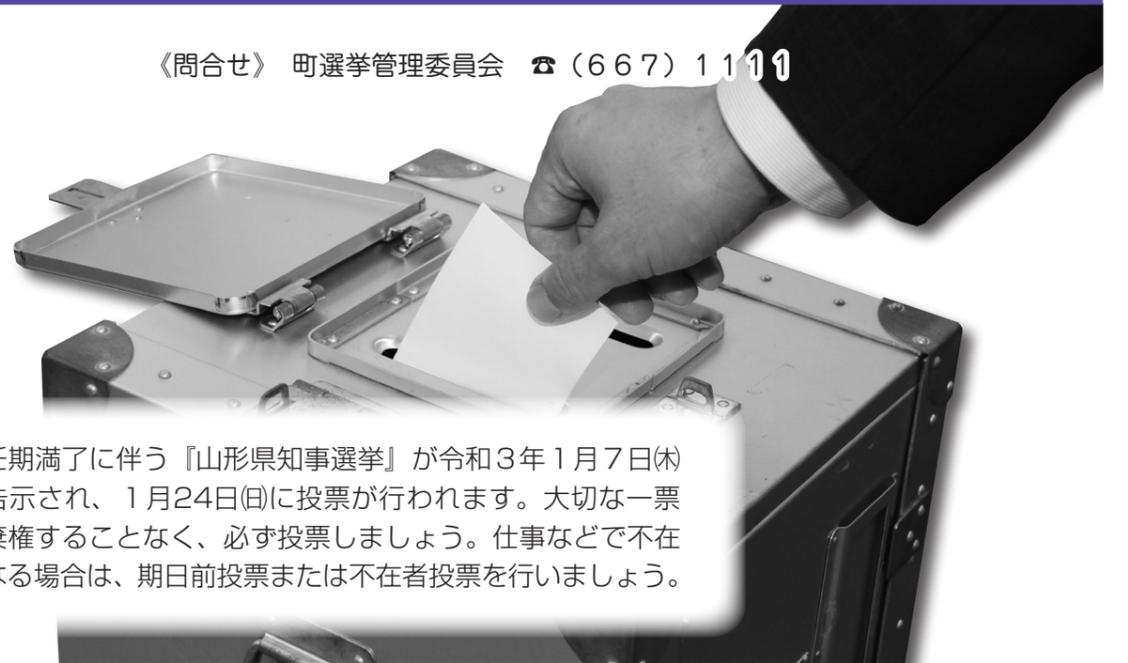
▼ 投票所一覧

投票区	投票所	地区名
1	山辺北部公民館	東町、東高橋、高橋1、高橋2、西高橋、芦沢
2	中央公民館	本町、駅前、仲町、大手町、弾正淵、下裏小路、東館、上裏小路、前小路、西館、前ノ内、西町、北ノ宿、上野、上宿、上田小路
3	緑ヶ丘コミュニティセンター	緑ヶ丘2、緑ヶ丘3、緑ヶ丘4、緑ヶ丘5、緑ヶ丘6
4	山辺南部公民館	長嶋1、長嶋2、長嶋3、沢寺、田中、南町1、南町2、南町3、田小路、鍛冶町、鍛冶町2、新町1、新町2、新町3、清水町、三河尻
5	山辺東部公民館	大門町1、大門町2、大門町3、大門町4、大門町5、大門町6、大門町7、大門東光台
6	大寺公民館	西之表、天神、橋本、学校前、久保、南組、北組、鬼ノ目、蓮台寺、熊沢、宿、上道、荒宿、杉下、相ノ沢、メルヘン
7	中支所	東、中丸、前方、荒谷、湯舟、面白遅根
8	作谷沢支所	大杉向、森向、沢下、館野、小針生、築沢東部、築沢中部、築沢西部
9	畑谷公民館	上芦沢、畑谷東部、畑谷中部、畑谷西部、畑谷南部、摂待、馬牽
10	相模公民館	根際1、根際2、根際3、根際4、根際5、根際6、根際7、根際8、要害1、要害2、要害3、下原
11	大塚自治公民館	大塚1、大塚2、大塚3、大塚4
12	近江公民館	近江1、近江2、近江3、近江4、近江5、近江6、近江7、近江8、近江9、やまのべ荘

山形県知事選挙

投票日は令和3年1月24日(日)です

《問合せ》 町選挙管理委員会 ☎ (667) 11111



任期満了に伴う『山形県知事選挙』が令和3年1月7日(休)に告示され、1月24日(日)に投票が行われます。大切な一票を棄権することなく、必ず投票しましょう。仕事などで不在になる場合は、期日前投票または不在者投票を行いましょう。

投票

期日／令和3年1月24日(日)
 時間／午前7時～午後8時
 ※中支所、作谷沢支所、畑谷公民館の投票時間は午後7時で終了となります。

場所／町内に12の投票所を設けます。居住地区ごとに投票所を指定していただきますので、「投票所一覧」でご確認ください。

投票できる方／町の選挙人名簿に登録されている方です。登録されるのは、次の二つの要件を満たす方です。

①年齢要件：平成15年1月25日以前に生まれた方

②住所要件：令和2年10月6日以前まで転入届を出した方

住所が変わった方は／
 ①県外に転出された方は投票できません。県内で住所を異動された方は、住所地の選挙管理委員会にお問い合わせください。

▽1月7日以後に町内で住所を異動された方は、異動前の住所の投票所で投票してください。

▽投票所では／
 選挙管理委員会から送られる『入場券』を忘れずにご持参

期日前および不在者投票

▽小さなお子さんを同伴しても投票できません。また、身体が不自由な方で、字が書けないような場合も投票できません。

投票日当日に予定のある方は、期日前投票所で投票することができます。

期間／令和3年1月8日(金)～23日(土)

時間／午前8時30分～午後8時

場所／役場2階会議室(1)(2)

持ち物／入場券(届いている場合)

選挙期間中、他市町村に滞在している方、指定病院などの施設にいる方や身体障がいなどの要件に該当する方は、不在者投票ができます。詳しくは、選挙管理委員会にご相談ください。

開票

期日／令和3年1月24日(日) 即日開票

時間／午後9時～

場所／役場3階 大会議室

各投票所では、新型コロナウイルス感染症対策を行いますので、みなさんのご理解とご協力をお願いします。

▼投票所の感染症対策

- 投票所にアルコール消毒液を設置します。
- 投票管理者・立会人、投票所事務従事者はマスクを着用します。
- 毎回新品のプラスチック製鉛筆を用意します。
- 投票所内を定期的に換気します。
- 投票所内の機材と物品(記載台など)をアルコール消毒します。
- 飛まつ感染防止用アクリル板などを設置します。

▼来場者のみなさんをお願いする感染症対策

- 来場前後の手洗い、マスク着用、咳エチケットにご協力ください。
- 周りの方と距離を保つようお願いいたします。
- 投票所での混雑を避けるため、期日前投票をご活用ください。

～ 事業（営業）・農業・不動産収入のある方へ ～

◎ 『収支内訳書』の作成をお願いします

□ 収支計算とは

事業（営業）・農業・不動産収入の申告には、収支計算が必要です。1月1日から12月31日までの1年間の収入や必要経費の金額を計算し、「収入金額」から「必要経費」を差し引いて「所得金額」を算出する方法です。

□ 収支計算の手順 ～収支計算は難しいものではありません～

収支計算をするには、出荷伝票や仕切書などの収入金額がわかる書類と、請求書や領収書などの支払金額（必要経費）がわかる書類が必要です。また、いずれも項目別に分別して集計します。

①. 取引の記録を保存する

出荷伝票や納品書の控えなどの収入に関する書類と、請求書や領収書などの支払金額（必要経費）に関する書類を保存します。

②. ノートなどに集計する

保存された書類から、ノートなどに記載して、項目別に集計します（できれば月別）。

③. 1年間の合計をまとめる

項目別に1年間の合計をまとめます。

～申告のために～

請求書や領収書などは、整理しやすいように場所を決めて保管しておくとう便利です。また、請求書や領収書の日付と金額は、項目ごとに集計しやすいように帳簿やノートなどに記録（記帳）しておく、申告するときに役立ちます。

④. チェックや決算修正を行う

集計忘れがないか、経費にならないものが入っていないか、誤りがないかなどをチェックします。

⑤. 収支内訳書を作成する

チェック・決算修正を終えた項目別の合計金額を収支内訳書に記載して、所得金額を計算します。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置についてお知らせします

住宅借入金等特別税額控除の適用要件の弾力化について

新型コロナウイルス感染症の影響により、住宅借入金等特別税額控除の控除期間13年の特例措置について、令和2年12月末までに入居できなくても一定の期日までに新築住宅の取得契約を行っているなどの要件を満たし、かつ令和3年12月末までに当該住宅に入居した場合は対象となります。その際の適用期間は、令和4年度から令和16年度までとなります。
※詳しくは、国土交通省のホームページをご覧ください。

指定行事の中止などにより生じた入場料金等払戻請求権を放棄した場合の税制優遇について

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により中止などされた、文化芸術、スポーツイベントについて払い戻しを受けることを辞退した場合、その金額分が寄附とみなされ、寄附金税額控除の適用を受けられる制度が創設されました。なお、文化庁およびスポーツ庁から指定を受けたイベントのみが対象となります。
※イベントが文化庁およびスポーツ庁の指定を受けているかの確認など、詳しくは文化庁またはスポーツ庁のホームページをご覧ください。

⇨ 次の10ページでは、医療費控除を受けられる方へのお知らせを掲載しています。

町県民税申告に関する事前のお願い

税務相談



【問合せ】 税務課 町民税係 ☎（667）1105

令和3年2月から受付開始を予定している、令和3年度の町県民税申告相談に関する事前のお知らせです。

申告相談受付会場では、新型コロナウイルス感染症拡大防止の取り組みが必須となります。これまでとは異なる会場運営が必要となることから、申告相談をされるみなさんへのお願いなどについて、早めにお知らせします。

令和3年2月からの申告相談では、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、会場での三密（密集・密閉・密接）を避けるための取り組みが求められます。

【必要書類の事前作成にご協力ください】

申告相談会場への来場を予定している方で、次の『対象となる方』にあてはまる場合は、『必要書類』の事前作成にご協力をお願いします。

対象となる方	必要書類（事前作成をお願いする書類）
事業収入（営業・農業・不動産など）のある方	収支内訳書
医療費控除を受ける方	医療費控除の明細書

上表の必要書類については、その資料や領収書の集計および書類の作成を相談時に行うことになります。相談時間が非常に長くなりますので、会場混雑緩和および会場に留まる時間を短くすることにより感染リスクの低減をはかるため、自宅での作成をお願いします。

【書類の作成方法に不明な点などがある場合】

作成方法は、次ページをご覧ください。また、不明な点などがある場合は、国税庁ホームページをご覧ください。か、申告相談受付期間の開始前に、事前に電話予約のうえ、役場税務課にご相談ください。なお、相談の際は、資料や領収書などを事前に整理したうえでお願いします。

※必要書類の用紙（様式）は、国税庁ホームページからダウンロードすることができます。また、他の申告関係書類とあわせて、令和3年1月下旬頃から役場税務課に設置を予定しています。

※令和4年度以降についても、同様の対応の継続にご理解とご協力をお願いします。

※令和3年度申告相談受付の詳細は、『令和3年1月15日号広報やまのべ』でお知らせします。



タイムカプセル「ゆめメール2020」 自分宛てメッセージをお届けしています

《問合せ》 政策推進課 総合戦略係 ☎(667)1110

子どもたちのメッセージをタイムカプセルにのせて、2000年11月3日に20年後の未来に発信した「ゆめメール2020」が、今年その20年を迎えました。

この企画は、「役場庁舎開庁および西暦2000年プロジェクト」の一つとして行われたものです。

当時、20年後の自分宛てにメッセージを送った町の子どもたち（昭和60年4月2日生まれから平成9年4月1日までに生まれた方）から、今年23歳から35歳となった本人の元へ、ゆめメール（封筒）を発送しました。20年前の自分からのメッセージを読むことで、当時の想いがよみがえってくることでしょう。

対象年齢の方すべてがゆめメールを発送したわけではありませんが、メッセージを発送した記憶がある方で、ゆめメールがまだ届いていない方がいましたら、問い合わせください。



20年ぶりに町長がタイムカプセルを掘り起こして帰還しました

20年前に行われた「ゆめメール2020」発信式

町内の子どもたちが書いたメッセージ1,742通を2つのタイムカプセルに入れました。式典では、発信スターターとして一般公募により選ばれた8組、16人のみなさんがタイムカプセルに土をかぶせ、続いて、発信者である遠藤町長がメッセージを述べました。

最後に、未来へ向けてのメッセンジャーとなった、当時の山辺小4年生のみなさんが「ぼくらの未来へ」を澄みきった歌声で歌い、ゆめメールを2020年に向けて発信しました。



タイムカプセルに土をかぶせました



「ぼくらの未来へ」を合唱

ぼくらの未来へ（大木誠さん作詞・作曲）

果てしなく続いている 季節の中で
いつの間にか うすれてゆく先人の涙と願い
苦しさも 悲しさも 乗り越えてきた
明日 きっと 晴れるだろう
それだけ 信しながら
青く 輝く 小鶴沢
あの頃と 変わらない流れ
里の暮らしを うるおして
やがて 海に たどり着く
ふるさとの町
ぼくらが ここに 生まれる
はるか はるか ずっと前から
よろこびと しあわせを 包んでくれた
光あふれる 山辺の町から
ぼくらは 未来へ向かう

～ 医療費控除を受けられる方へ ～

◎『医療費控除の明細書』の添付が必須となります

税制改正に係る経過措置期間の終了により、令和3年度（令和2年分）申告からは医療費控除を受ける場合に『医療費控除の明細書』の添付が必須となります。従来の方法（医療費の領収書の添付、または提示）による申告はできませんのでご注意ください（明細書の作成については、以下をご参照ください）。

① 医療費通知に関する事項

医療保険者から交付を受けた医療費通知（『医療費のお知らせ』など）の中に次の①～⑥の項目のすべてが記載されている場合に限り、その通知書を明細書に添付することで、医療費の明細の記入を省略できます。

- ①被保険者（またはその被扶養者）の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者、④療養を受けた病院等の名称、⑤被保険者等が支払った医療費の額、⑥保険者等の名称

※自己または生計を一にする配偶者やその他の親族のために支払った医療費通知に限りです。

記入例

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
192,740 円	179,500 円	円

医療費通知に記載された自己負担額の合計額を記入します（通知が複数ある場合は、その合計額を記入）。

(1)の医療費のうち、その年中に実際に支払った医療費の合計額を記入します。

(2)の医療費について、保険金などを受け取った場合は、その金額を記入します。

医療費通知に記載されていない期間などがある場合は、「②医療費（上記①以外）の明細」に記入します。
例）医療費通知に記載されているのが前年10月分までの場合は、1～10月分は①に記入、11～12月分は②に記入します。

② 医療費（上記①以外）の明細

「①医療費通知に関する事項」に含まれないものについて、領収書を集計し、必要事項を記入します。
※領収書1枚ごとではなく、「医療を受けた人」・「病院や薬局など」ごとにまとめて記入します。

医療を受けた人ごとに記入します。

支払った医療費は、病院や薬局などの支払った先ごとに集計して、記入します。

医療費の内容として該当するものを全てチェックします。

明細書様式

平成令和 年分 医療費控除の明細書【内訳書】
※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

住所 氏名

1 医療費通知に関する事項
医療費通知(※)を送付する場合は、右記の1)～3)を記入します。
※医療保険者が発行する医療費の領収書を確認する際は、20の項目が記載されたもののみを記入します。
① 医療費通知に記載された医療費の額 円
② (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額 円
③ (2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額 円

2 医療費(上記①以外)の明細
【領収書1枚ごとではなく、医療費を受けた人ごとにまとめて記入します。】
① 医療を受けた方の氏名 ② 病院・薬局などの支払先の名称 ③ 医療費の区分 ④ 支払った医療費の額 円
⑤ (4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額 円

記入例	(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
	山辺 太郎	〇〇病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	12,000 円	
	同上	JR、〇△バス	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input checked="" type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	1,560	
	山辺 花子	□□薬局	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	3,200	
			<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費		
					(例) 山辺太郎さんが〇〇病院に通院した場合 11/10 診療 6,500円 通院 780円 12/22 診療 5,500円 通院 780円 診療費計 12,000円 通院費計 1,560円

※自家用車で通院する場合のガソリン代や駐車料金、タクシー代（公共交通機関が利用できない場合などを除く）、通勤定期券などを使用した場合は、その通院費を医療費控除の対象に含めることはできません。
※寝たきりの方のおむつ代を「支払った医療費」に含める場合、1年目は医師の証明書（「おむつ使用証明書」）が必要です。
※介護保険サービスの利用料は、領収書の支払総額ではなく「医療費控除の対象となる額」などの欄の金額で計算します。

医療費の領収書などは、5年間は大切に保存してください。
（税務署から提示または提出を求められる場合があります）

町消防団の体制が変わります

▽管轄する地区が変わります

町消防団は、社会的環境の変化に対応し、さらに災害対応能力の高い組織への体制構築のため、令和2年3月に山辺町消防団再編計画を策定し、令和3年4月より、新体制となります。
再編により、5つの分団を4つの分団に、19部を15部に統合します。分団名と管轄する地区の区分が変わるところがあります。



菅井康博団長（宿）

消防団長あいさつ

近年全国で災害が多発しており、当町では、令和2年7月豪雨により、深刻な被害が発生しました。被災されたみなさまに謹んでお見舞いを申し上げ、一日も早い復旧・復興を心よりお祈り申し上げます。

さて、平成23年に山形市へ消防事務が委託され、消防団の活動内容が大きく変化しました。また、人口減少や少子高齢化などの社会環境の変化に伴い、消防団の置かれている環境も大きく変化しています。

このたび、起こりうる災害に迅速かつ効果的に活動できる体制を整えるため、消防団再編を行います。管轄する区域が変わっても、伝統ある山辺町消防団は、変わらず町民のみなさまの安寧を守るため活動していきますので、ご理解とご支援を、よろしくお願いいたします。

◆消防団活動の紹介

消防団員は、火災時に消火活動を行うだけでなく、水害時には、避難誘導、広報活動、水防活動を行うなど、さまざまな災害で活動します。令和2年7月豪雨時には、多くの消防団員が出動し、被害を最小限にとどめるため活動しました。

平時時は、機器の点検や春季消防演習などの訓練のほか、火災予防活動や応急手当啓発活動など、活動の範囲は多岐にわたっています。

また、女性消防団員も活躍しており、高齢者や幼児向けの防火啓発活動を行っています。

◆消防団員募集

消防団員は、地域防災力の要となる存在です。地域住民の安心と安全を守るため、ぜひ力をお貸しください。女性消防団員も募集しています。

入団資格／町内在住または在勤で18歳以上の健康な方（学生も入団可、性別は問いません）
待遇／公務災害補償、報酬・手当、退職報償金、被服貸与、準中型免許補助など
入団方法／お近くの消防団員または防災減災推進係までご連絡ください。



▲春季消防演習での新入団員による基本訓練披露



▲春季消防演習での本部ラッパ隊による吹奏



▲女性消防隊による防火啓発活動

戸締り用心
火の用心!



新体制

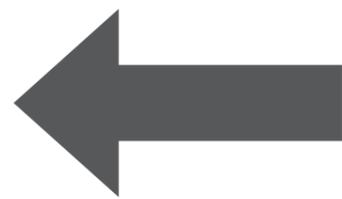
分団名	部名	区分
第1分団	1部	長嶋1～3、沢寺、田中、南町1～3、緑ヶ丘2～6、 大字三河尻地内
	2部	東町、東高楯、高楯1～2、西高楯、芦沢、弾正淵
	3部	前ノ内、西町、北ノ宿、上野、上宿、上田小路
第2分団	1部	橋本、学校前、久保、南組、北組、鬼ノ目、蓮台寺、熊沢、宿、諏訪、上道、荒宿、杉下、 東、中丸、前方、相ノ沢、荒谷、湯舟、面白遅根
	2部	西之表、天神
	3部	大字北作地内、大字築沢地内、大字畑谷地内
第3分団	1部	大字根際地内
	2部	大字大塚地内
	3部	大字要害地内、下原
	4部	近江地内
第4分団	1部	仲町、大手町、上裏小路、下裏小路、東館、西館、 本町、駅前、前小路、田小路、鍛冶町
	2部	鍛冶町2、新町1～3、清水町
	3部	大門1～7、大門東光台

変更箇所を太字で示しています。

本団、本部、女性消防隊は変更ありません。

現体制

分団名	部名	区分
第1分団	1部	長嶋1～3、沢寺、田中、南町1～3、緑ヶ丘2～6
	2部	東町、東高楯、高楯1～2、西高楯、芦沢、弾正淵
	3部	前ノ内、西町、北ノ宿、上野、上宿、上田小路
	4部	大字三河尻地内
第2分団	1部	橋本、学校前、久保、南組、北組、鬼ノ目、蓮台寺、熊沢、宿、諏訪、上道、荒宿、杉下
	2部	西之表、天神
	3部	東、中丸、前方、相ノ沢、荒谷、湯舟、面白遅根
第4分団	1部	大字北作地内、大字築沢地内
	2部	大字畑谷地内
第5分団	1部	大字根際地内
	2部	大字大塚地内
	3部	大字要害地内、下原
	4部	近江地内
第6分団	1部	仲町、大手町、上裏小路、下裏小路、東館、西館
	2部	鍛冶町2、新町1～3、清水町
	3部	大門1～7、大門東光台
	4部	本町、駅前、前小路、田小路、鍛冶町



《問合せ》

防災対策課 防災減災推進係
☎(067) 1119

町職員の給与などの状況をお知らせします

《問合せ》 総務課 庶務係 ☎(667)1111

町職員の給与や勤務条件などの状況について、その概要をお知らせします。より詳しい内容については、町のホームページに掲載しています。

(6) 職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当（令和2年4月1日現在）

区分	町			国		
	6月期	12月期	計	6月期	12月期	計
期末手当	1.275月分	1.225月分	2.5月分	1.3月分	1.25月分	2.55月分
勤勉手当	0.9月分	0.95月分	1.85月分	0.925月分	0.975月分	1.9月分
加算措置	・役職加算6～15%			・役職加算5～20% ・管理職加算15～25%		
1人あたり平均支給額	1,478千円			-		

イ 退職手当（令和2年4月1日現在）

区分		町		国	
		自己都合	早期退職・定年	自己都合	応募認定・定年
支給率	勤続20年	19.6695月分	25.55625月分	19.6695月分	25.55625月分
	勤続25年	28.0395月分	34.5825月分	28.0395月分	34.5825月分
	勤続35年	39.7575月分	47.709月分	39.7575月分	47.709月分
	最高限度	47.709月分	47.709月分	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2～45%加算)		定年前早期退職特例措置(2～45%加算)		
1人あたり平均支給額		21,998千円		-	

※1人あたり平均支給額は、令和元年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 時間外勤務手当（千円）

区分	令和元年度	平成30年度
支給総額	16,284	26,489
職員1人当たり支給年額	148	215

(8) 特別職の報酬などの状況（令和2年4月1日現在）

区分	給料など月額	期末手当	退職手当
給料	町長 656,000円	給料月額に40%を加算し、 6月期1.525月分 12月期1.625月分	給料月額×在職月数×0.567
	副町長 571,500円		給料月額×在職月数×0.331
報酬	議長 310,000円	なし	
	副議長 255,000円		
	議員 240,000円		

※給料の独自削減を実施しています（町長30%、副町長10%）

(7) ラスパイレス指数の状況

区分	令和元年度	平成30年度
町	94.2	94.4
県	100.1	100.4

※この指数は、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

3 勤務条件（休暇制度）の状況（令和2年4月1日現在）

年次有給休暇	1年につき20日付与（未取得日数分は、20日を上限に翌年に繰越可能）
病気休暇（有給）	負傷または疾病のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇
特別休暇（有給）	結婚、出産、子の看護その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として認められる休暇

4 分限および懲戒処分の状況（令和元年度）

分限処分の状況

分限処分とは、公務能率の維持向上を目的として、本人の意に反し、その身分に不利益な変動をもたらす処分です。令和元年度の対象者は3人でした。

懲戒処分の状況

懲戒処分とは、公務の規律と秩序を維持することを目的として、職員の一定の義務違反に対してその責任を追及して行う行政上の不利益処分です。令和元年度の対象者は0人でした。

5 福祉および利益の保護の状況（令和元年度）

保健事業（主なもの）

町が実施する共済総合健康診断や、（一社）山形県市町村職員互助会が実施する婦人科検診、山形県市町村職員共済組合が実施する健康教室などがあります。

給付事業（主なもの）

（一社）山形県市町村職員互助会が行う死亡したときの弔慰金や妊娠時の助成金などがあります。

1 任免および職員数に関する状況

(1) 部門別職員数の状況（各年4月1日現在）

部門	職員数		増減	主な増減理由
	令和2年度	令和元年度		
一般行政部門	議会	2人	2人	
	総務	37人	37人	
	税務	8人	8人	
	民生	17人	16人	1 配置換えのため
	衛生	7人	8人	△1 配置換えのため
	農林水産	8人	8人	
	商工	2人	2人	
教育	土木	10人	10人	
	小計	91人	91人	
	小計	17人	17人	
公営企業等部門	下水道	4人	3人	1 下水道部門の公営企業化のため
	その他	11人	11人	
	小計	15人	14人	1 下水道部門の公営企業化のため
合計	123人	122人	1 下水道部門の公営企業化のため	

※教育長および山形広域環境事務組合派遣職員を除きます。

(2) 退職者数

区分	令和元年度中		
	定年	その他	計
人数	2人	3人	5人

※その他には自己都合退職などを含みます。

(3) 採用試験の状況（令和元年度）

試験区分	最終合格者
一般行政	4人
土木	0人
保育士	1人

※いずれも初級です。

2 給与の状況

(1) 人件費の状況（令和元年度普通会計決算）（千円）

歳出額(A)	人件費(B)	人件費率(B/A)	29年度の 人件費率
5,708,240	931,122	16.3%	18.1%

※人件費には特別職に支給する給与、報酬を含みます。

(2) 職員給与費の状況（令和元年度普通会計決算）（千円）

職員数	給与費				職員1人当たりの人件費
	給料	期末勤勉手当	その他手当	計	
108人	419,284	157,107	43,341	200,448	5,738

※その他手当には退職手当は含まれません。

(3) 職員の初任給の状況（令和2年4月1日現在）（円）

区分	町	採用2年経過日の給料月額	
		大学卒	高校卒
一般行政職	大学卒	181,398	186,298
	高校卒	149,254	152,586

(4) 職員の平均給料月額および平均年齢（令和2年4月1日現在）（円：歳）

区分	一般行政職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
町	298,900	338,500	40.6
国	329,845	410,940	43.5

※給与には給料のほか、扶養手当、通勤手当などの各種手当を含みます。

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況

（令和2年4月1日現在）（円）

区分		経験年数		
		10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満
一般行政職	大学卒	251,300	311,100	353,200
	高校卒	219,200	311,100	329,600

※給料の独自削減を実施しています（1.8%～4.3%など）。



各分野で表彰を受けられたみなさん

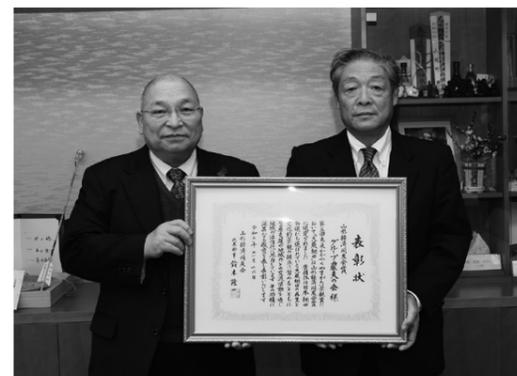
法務大臣表彰

安達増三さんが法務大臣表彰を受賞

平成15年12月から保護司として活動している安達増三さん（芦沢）が、法務大臣表彰を受賞されました。安達さんは、現在に至るまで16年の長きにわたり、罪を犯した人々や非行のある少年の改善更生と犯罪予防活動に尽力。また、平成25年からは、天童地区保護司会副会長と山形県保護司会連合会理事として、保護司組織の充実発展に貢献されるなど、熱心な取り組みが称えられての受賞となりました。



11月2日、町長へ受賞報告



11月17日、稲村代表が町長へ受賞報告

未来かがやくやまがた景観賞

山形経済同友会賞に「大蕨棚田」

山形経済同友会による第3回「未来かがやくやまがた景観賞」で大蕨の棚田が山形経済同友会賞に選ばれ、11月16日、棚田の再生事業や交流活動に取り組む「グループ農夫の会」（稲村和之代表）に表彰状が贈られました。賞金は棚田の災害復旧に充てられるとのこと。今後も、棚田の景観が多くの人々の目を楽しませ、交流の輪が広がりそうです。

※グループ農夫の会の活動は、日本政府が海外向けに発行している『HIGHLIGHTING Japan』でも紹介されました。

(https://www.gov-online.go.jp/eng/publicity/book/hlj/html/202010/202010_04_jp.html)



ウェブ版

▼ 秋には、黄金色の稲穂と杭掛けが立ち並ぶ美しい光景が一面に広がります。



秋の棚田の風景

円滑な除雪作業のため



雪道のきそくに ご理解・ご協力ください

建設課 管理用地係 ☎（667）1113

町では、積雪量がおおむね10cm以上になった場合に、通勤通学の時間帯に支障が生じないように、町道の除雪を行っています。除雪時間や積雪状況などにより作業が遅れる場合があります。次の注意点を守り、素早い除雪作業へのご協力をお願いします。



雪 雪を側溝に入れ



道路側溝は流雪溝ではありませんので、雪を入れしないでください。雪がつまり、道路が冠水する恐れがあります。

道 道路に雪を出さない

屋根や宅地内の雪を道路に出さないようにしてください。事故などの原因となるため、たいへん危険です。

< 車を路上駐車しない

路上駐車は除雪車通行の妨げになり、除雪作業が遅れる原因となります。絶対にしないでください。

除雪作業時の

6つの規則

の 軒先はご家庭で

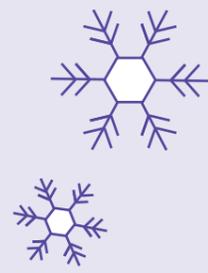
除雪作業により、出入り口や車庫、軒先に寄せられた雪は、各家庭で片づけをお願いします。

そ そばに近づかない

除雪車は前進・後退を繰り返すことがあります。事故などの予防のため、除雪車には近寄らないでください。

き 協力して片づける

除雪対象外の道路や高齢者世帯などの雪の片づけは、ご近所や町内会で協力して行ってください。



- 町指定の雪捨て場は、今年は旧山辺中学校グラウンドとなります。ご利用ください。
- 各家庭の屋根の雪下ろしは、町内の建設業協会にご相談ください。[建設業協会 窓口] 株式会社後藤建設工業 ☎（665）7753



お知らせ

INFORMATION

嘶館（はなしごや）オープン 文化の発信・交流の拠点に

11月1日、小ホールとゲストハウスを兼ね備えた民間の文化施設「嘶館」がオープン。落語やチェロ・ギターコンサートを交えた記念セレモニーが催されました。町の情報や文化の発信、交流の拠点として、新しい風が吹きそうな予感。



落語や文化を楽しむ50人ホール



審査の結果、吉田さんは都市研究所長賞を受賞

第10回安達峰一郎記念平和弁論大会 平和への思いを堂々と披露

『第10回安達峰一郎記念平和弁論大会』が11月8日に山形大学小白川キャンパスで開催。町からは、作谷沢中3年の吉田咲倭翔さん（築沢西部）が出演し、「被爆ピアノ平和コンサート」で行った平和学習での学びなどを発表しました。



ママのマッサージでウトウトしてきた子ども

めんごっこ広場行事『スキンケア』 保湿ケアでリラックス

11月20日の安達峰一郎記念保育所「めんごっこ広場」で、やまのベマイスターの黒田由樹さん（緑ヶ丘5）による、親子スキンケア教室を開催。トラブルを招きやすい乳幼児の肌に関する話の後、保湿剤をお子さんに塗りながらマッサージ。親子で触れ合い、リラックスしました。

町ふるさと応援寄附 選ばれる商品づくりを学ぶ

11月10日、町ふるさと応援寄附の記念品協力事業者を対象とした勉強会が役場で行われました。約20事業者が参加。今年度の分析と傾向や、最新ウェブ販売の成功事例など、「選ばれる商品づくり」を学びました。



勉強会の様子

やまのベコミュニティバスの 指定管理者を募集します

令和3年4月から「やまのベコミュニティバス」の運行管理などを行っていただく指定管理者を募集します。なお、この指定管理者は、町内に事業所（支店、営業所など）を有する法人、団体となります。
指定予定期間／令和3年4月1日～令和6年3月31日（3カ年度）
管理委託する業務の内容／バスの利用許可、利用料金の収受やバスの運行、車両の整備・管理に関する業務、利用促進

に関する業務ほか
応募受付期間／12月16日（水）～令和3年1月18日（月）午前9時～午後5時（12月29日～令和3年1月3日までと、土・日曜日、祝日を除きます）
その他／募集要項などの必要書類は町民生活課生活環境係でお渡しします。または町ホームページからダウンロードしてください。
提出・問合せ
町民生活課生活環境係
☎（667）1109

みんなでごみを減らしましょう！

町民生活課 生活環境係
☎（667）1109



10月は前年同月より、もやせるごみの量が減りました。分ければ“資源”、まぜれば“ごみ”です。ごみの分別と削減に努めましょう。

【令和2年10月のもやせるごみ量】



※令和元年10月との比較：-2.01 t
（家庭系：-3.36 t、事業系：+1.35 t）

行政相談所開設 お気軽にご相談を

町の行政相談委員や山形行政評価事務所では、国や町の仕事についての苦情や要望を受け付け、みなさんと役所などとの間に立って、その解決を進めるよう相談に応じています。相談は無料で、秘密は

厳守します。

次の相談日または相談窓口まで、お気軽にご相談ください。
相談日／1月14日（木）
場所／山辺町役場
時間／午前10時～正午
行政相談委員／長谷川吉則さん
問合せ・相談窓口
総務省山形行政評価事務所
☎0570・090110
（行政苦情110番）

農家基本台帳の確認

農家基本台帳は、農地法などの法令業務、各種証明書の発行など農業委員会活動の基礎資料となるものです。対象の農地所有者、耕作者には台帳を送付しますので、記載内容の確認をお願いします。

また、内容に誤りがある場合は、朱書きで訂正して提出してください。

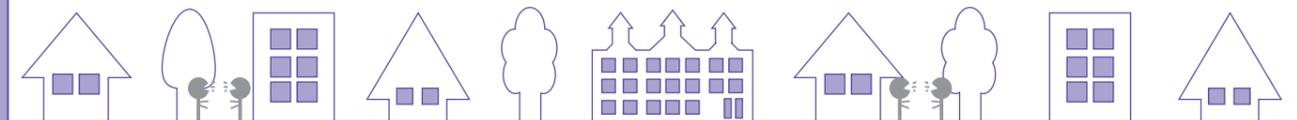
提出先および提出期限／農政

事務推進委員または農業委員会事務局へ提出してください。

▽農政事務推進委員へ提出する場合：令和3年1月8日（金）まで

▽農業委員会事務局へ提出する場合：令和3年1月15日（金）まで

問合せ・送付先
農業委員会事務局農地係
☎（667）1114



令和3年消防出初式
を中止します

令和3年1月10日(日)に予定していた消防出初式は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、中止します。

問合せ
防災対策課防災減災推進係
☎(667) 1119

競争入札参加資格
審査申請について

令和3・4年度に町が発注する、建設工事、測量・建設コンサルタン、および物品購入の競争入札に参加を希望する方は「競争入札参加資格審査申請書」の提出が必要です。

登録有効期間／2年間(令和3年4月1日～令和5年3月31日)
業務区分／
①建設工事
②測量・建設コンサルタン等
③物品・業務委託等

受付期間／令和3年2月1日(月)～26日(金)当日消印有効
※原則、郵送のみの受付です。
※申請要領および独自様式は、町ホームページに掲載していますので、ご利用ください。

申込み・送付先
総務課財産管理係
☎(667) 1111
〒990-0392
山形県東村山郡山辺町緑ヶ丘5番地

対象／県内で結婚を希望する20歳以上の独身者で、インターネット環境(パソコンやスマートフォンなど)がある方
登録料／1万円(3年間有効)

問合せ
やまがた出会いサポートセンター
やまがた出会い支援サービス山形センター
☎(687) 1972



「出逢いやまがた」
に登録しませんか?

やまがた出会いサポートセンターでは、結婚を希望する独身者を応援する会員制マッチングシステム「出逢いやまがた」を運用しています。希望に合う相手の検索・閲覧、1対1のお見合いの申し込みなどが可能です。

「出逢いやまがた」は、「本気で結婚を考えている」という方、詳しくはやまがた出会いサポートセンターホームページをご覧ください。

令和2年やまがた
オンライン環境展開催

循環型社会および脱炭素社会の形成をめざし、環境について楽しく学べる「令和2年やまがたオンライン環境展」を開催しています。
期間／令和3年1月31日(日)まで



問合せ
山形県循環型社会推進課
☎(630) 2302
ホームページ:「令和2年やまがたオンライン環境展」で検索

- 場所／インターネット上の特設ウェブサイト (<https://www.yamagata-kankyouten.com/>)
- 内容／
○ 出展企業・団体による情報発信
○ 山形ゆかりの著名人による環境保全メッセージ動画
○ 環境にやさしい料理レシピ動画
- 山形大学と連携した3Rワークショップ動画
- 表彰受賞者などの発表
- テツ&トモ スペシャル動画「エコライフのなんぞだろう」
- 豪華賞品があたるエコライフクイズ
- やまがた高校生ロボットコンテスト特設ページ

軽自動車税(種別割)について

■ 農作業用トレーラ(けん引式農作業機)の税申告について

農耕トラクタのみにけん引されるトレーラタイプの農作業機は、令和元年12月25日付国交省通達により、トラクタでけん引して公道を走行できるよう、道路運送車両法上の大型・小型特殊自動車に新たに指定されました。そのうち小型特殊自動車に該当する場合は軽自動車税(種別割)の課税対象となりますので、公道走行の有無に関わらず、けん引する車両とは別に申告を行ってナンバープレートの交付を受けてください。なお、小型特殊自動車に該当する場合は償却資産としての申告は不要となります。

農作業用トレーラに該当するもの(例)

マニュアルスプレッタ、スプレーヤ、ロールペーラー、トレーラ(農耕作業に必要な物のみ積載可)などで農耕用トラクタからのみけん引されるトレーラタイプの農作業機

農作業用トレーラが小型、大型どちらに該当するかは、けん引する車両のけん引時の最高速度によって下表のとおりとなります。

けん引する車の種別 (農耕トラクタ)	公道走行における けん引時の最高時速	被けん引車の種別 (農耕作業用トレーラ)	申告の種類
小型特殊自動車	時速35km/h未満	小型特殊自動車	軽自動車税
大型特殊自動車 (けん引時の速度制限あり※)		大型特殊自動車	固定資産税 (償却資産)
大型特殊自動車	時速35km/h以上	大型特殊自動車	固定資産税 (償却資産)

※けん引する農作業用トラクタが大型特殊自動車でも、必要な条件を満たしていなければ15km/hの速度制限があります。保安基準や構造条件については、国土交通省や農林水産省、(一社)日本農業機械工業会のホームページでご確認ください。

■ 原付、トラクタなどは公道走行の有無に関わらずナンバー取得が必要です

原付や、トラクターなどの小型特殊自動車を所有している場合、公道を走行しなくとも軽自動車税(種別割)の課税対象となります。新たに購入したときや譲り受けたときは、必ず町に軽自動車税(種別割)の申告を行い、ナンバープレートの交付を受けてください。

■ 軽自動車税(種別割)の納税通知書が圧着ハガキに変わります

毎年4月1日時点で所有している車両に対して軽自動車税(種別割)が賦課され4月中旬に納税通知書を送付してお知らせしておりますが、令和3年4月に発送予定の令和3年度分から納税通知書が圧着ハガキ様式に変わります。1台につき1枚のハガキを送付しますが、1人で多くの台数をお持ちの方には、ハガキを封筒にまとめて送付する場合がありますのでご注意ください。



問合せ 税務課町民税係 ☎(667) 1105

登録制メール（登録サイトアドレス） 一度の登録で、町の災害情報などをメールで入手できます。
(登録時、メール受信時などに発生する通信料は、登録した方の負担となります。)

登録サイトアドレス (PC)	https://service.sugumail.com/yamanobe/member/
登録サイトアドレス (携帯・スマートフォン)	https://service.sugumail.com/yamanobe/ ※右のQRコードをご利用ください。



防災放送自動音声応答電話番号 ☎ (629) 0011 毎月1日の午後7時にサイレンが鳴ります

奨学生を募集します

募集対象者 / 村山地方出身で県外の大学(短期大学を除く)および大学院に在学し、向学心に富み、学資の支弁が困難と認められる方。
募集人員 / 10人程度の採用予定(在学生・大学院生を含む)
申込み期間 / 令和3年1月1日(金)〜3月25日(休)(必着)
提出書類 /
①奨学生願書(本人および連帯保証人の署名欄は、各自署によります)
②在学証明書または合格通知書の写し(ただし、合格通知書の写しを提出した時は、4月15日までに在学証明書を更新して提出すること)
③調査書(出身高等学校)または成績証明書(大学院生)
④学資負担者の収入を証明する書類(最近年の源泉徴収票など)
※提出書類は、送りに先にお送りください。
※提出書類は、採否に関わらず返却しません。
選考 / 書類審査
採否 / 令和3年4月下旬に本

人および連帯保証人に郵送で通知します。

貸与奨学金の種類

- ◇一般奨学生 月額3万円(年間36万円)
- ◇特別奨学生 月額4万円(年間48万円)

利息および奨学金返済 /
①奨学金の貸与は、無利息とします。

②貸与期間の満了後、20年間の半割賦均等返済の方法によります。

送り先・問合せ

公益財団法人 村山同郷会
☎090(5840)1225
FAX(632)1240
〒990-8799
山形中央郵便局留(山形市十日町一丁目・7・24)
(「山形県内奨学金事業一覧、村山同郷会」で検索)



借金返済に関する相談窓口のご案内

借金返済でお困りの方の相談窓口を開設しています。相談は秘密厳守・無料です。
相談専用電話 / ☎(641)5201

場所 / 山形財務事務所
受付 / 月曜日から金曜日(祝日、年末年始除く) 午前8時30分〜正午、午後1時〜4時30分
問合せ
山形財務事務所理財課
☎(641)5178

空き家所有者の相続・売却・解体費用などの無料相談

日時 / 随時開催中(要予約)
場所 / 全日本不動産協会山形県本部
問合せ
全日本不動産協会山形県本部
☎(642)6658

第44回山辺町バレーボールリーグ大会

日時 / 令和3年1月31日(日) 午前8時30分〜午後5時
場所 / 町民総合体育館
参加資格 / 町内にお住まいの方、または町内の事業所にお勤めの方、町内のバレーボールクラブに所属している方
※前述以外でも協会が認めた場合は参加することができます(高校生以上)。
※保険はバレーボール協会にて一日保険を掛けます。
チーム編成 / 地域・職場・クラブなどを単位として編成
競技規則 / 現行の日本バレーボール協会の制定する6人制競技規則によります。
参加料 / 1チーム2,000円(当日集金)
申込み方法 / 所定の申込書にて、令和3年1月15日(金)の午後4時まで山辺町スポーツ協会事務局(町民総合体育館内)にお申し込みください。
※このバレーボールリーグ大会は10月のお知らせ版にも掲載しましたが、一日のみ開催に変更して再度募集します。

申込み・問合せ 山辺町スポーツ協会事務局(町民総合体育館内) ☎(664)7263
競技内容問合せ 山辺町バレーボール協会事務局 鈴木謙一さん ☎090(2792)5096



1月は「お知らせ版」を発行しませんので、予めご了承ください。1月分の「お知らせカレンダー」は、今号24ページ(裏表紙)に掲載しています。



つくってみよう!マイナンバーカード

身分証明書として使えるほか、今後ますます活用が広がるマイナンバーカードをつくってみませんか?

▽カード交付について
町民生活課住民係 ☎(667)1109

▽マイナンバーについて
総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178 ↑申請方法



【広告】

塗り替えを検討している方に朗報です!

3月までお申込みの方にワンランク上の屋根・外壁塗装サービス

例えば…シリコン塗料でお申込みの場合、耐久年数の良い二液形シリコン塗料になります

023-664-5468  **飛塚塗装店**

REBORN MY HOME 有限会社 飛塚塗装店

『広報やまのべ』に広告を掲載しませんか?
政策推進課 情報統計係 ☎(667)1110

料 金 / ▽1枠(縦50mm横88mm以内)あたり
町内事業者… 8,000円
町外事業者… 10,000円
※3枠以上の掲載申込みの場合、料金が割引になります。
申込み / 申込書(町ホームページからダウンロードできます)と原稿を政策推進課へ提出してください。
締切り / 毎月15日(掲載は翌月号以降)
※公序良俗に反する内容の広告や、政治活動・宗教活動に関する広告、意見広告または個人的宣伝に関する広告は掲載できません。
※広告の内容に関する責任は、申込者が負うものとします。
《ホームページへのバナー広告も募集しています!!》

町税等の納付は、簡単・便利な口座振替で

税務課収納対策室 ☎(667)1105

- ◆利用可能な金融機関
山形銀行、荘内銀行、きらやか銀行、東北労働金庫、山形農業協同組合、ゆうちょ銀行
- ◆口座振替できる町税等
町県民税(普通徴収のみ)、軽自動車税、固定資産税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料等



※詳しくは、収納対策室までお問い合わせください

お知らせ インフォメーション

お知らせ インフォメーション

1

2021

お知らせカレンダー

●町の保健事業（健診・検診など）の問合せ／保健福祉センター ☎（667）1177

1	金	<元日> 交通安全の日（黄色い小旗を掲げ交通安全に努めましょう） 山辺温泉保養センター休館日
2	土	
3	日	日曜当番医 休診
4	月	●母子手帳交付・妊婦健康相談（妊娠届出書・印かん・マイナンバーカードまたは通知カード・身分証明書持参） 受付…13：30～14：00 保健福祉センター ●生活習慣病に関する健康相談（検診結果持参） 受付…15：00～15：30 保健福祉センター
5	火	
6	水	●3カ月児健診（母子手帳・バスタオル・ハガキ持参） 受付…13：00～13：10 保健福祉センター 対象…令和2年9月生まれのお子さん ●9カ月児健診（母子手帳・バスタオル・ハガキ持参） 受付…13：10～13：20 保健福祉センター 対象…令和2年4月生まれのお子さん ●ママとベビーの健康相談（助産師相談） 乳児健診時に開催（要予約）
7	木	
8	金	
9	土	●パパママ教室（母子手帳、筆記用具持参） 時間…13：30～16：00 保健福祉センター 対象…令和3年3月～7月出産予定者と育児担当者 資源回収日 17：00～20：00 旧役場跡地
10	日	日曜当番医 9：00～12：00（受付11：30まで） やまのべ整形外科 ☎（665）8900 資源回収日 17：00～20：00 旧役場跡地
11	月	<成人の日>
12	火	シルバー人材センター入会希望者説明会 13：30～ 町シルバー人材センター ☎（667）1055
13	水	
14	木	
15	金	交通安全の日（黄色い小旗を掲げ交通安全に努めましょう）
16	土	
17	日	日曜当番医 9：00～12：00（受付11：30まで） やまのべ藤田クリニック ☎（665）7003
18	月	●母子手帳交付・妊婦健康相談（妊娠届出書・印かん・マイナンバーカードまたは通知カード・身分証明書持参） 受付…13：30～14：00 保健福祉センター ●生活習慣病に関する健康相談（検診結果持参） 受付…15：00～15：30 保健福祉センター
19	火	
20	水	時間外乳がん・子宮頸がん検診（詳細は山形検診センター ☎（688）6511 へ問い合わせください）
21	木	
22	金	

23	土	
24	日	日曜当番医 9：00～12：00（受付11：30まで） ひでたま胃腸科眼科クリニック ☎（665）8876
25	月	山辺温泉保養センター休館日
26	火	シルバー人材センター入会希望者説明会 13：30～ 町シルバー人材センター ☎（667）1055
27	水	
28	木	
29	金	
30	土	
31	日	日曜当番医 9：00～12：00（受付11：30まで） 鈴木医院 ☎（664）5345
2/1	月	交通安全の日（黄色い小旗を掲げ交通安全に努めましょう） ●母子手帳交付・妊婦健康相談（妊娠届出書・印かん・マイナンバーカードまたは通知カード・身分証明書持参） 受付…13：30～14：00 保健福祉センター
2	火	
3	水	●3カ月児健診（母子手帳・バスタオル・ハガキ持参） 受付…13：00～13：10 保健福祉センター 対象…令和2年10月生まれのお子さん ●9カ月児健診（母子手帳・バスタオル・ハガキ持参） 受付…13：10～13：20 保健福祉センター 対象…令和2年5月生まれのお子さん ●ママとベビーの健康相談（助産師相談） 乳児健診時に開催（要予約）
4	木	
5	金	

【1月の納税】 町県民税4期 国民健康保険税7期

納期限／令和3年2月1日(月)
問合せ／税務課 収納対策室 ☎（667）1105

めんごっこ広場・子育て広場（1月）

場所	期日
安達峰一郎記念保育所 （月・水・金） ☎（664）5066	8、13、15、18、20、 22、25、27、29
山辺南部公民館（火） ☎（665）7305	12、19、26
山辺北部公民館（木） ☎（667）0551	14、21、28

<時間> 保育所……午前9時～正午、午後1時～3時
公民館……午前9時30分～11時30分
※就園前のお子さんとその保護者が対象です。
※無料で利用できます。申し込み不要です。
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、体温を測ってからおいでください。
※保育所内の工事により、お部屋が変更となる場合があります。

新型コロナウイルスの影響により、掲載内容に変更が生じる場合があります。

日曜・祝日・年末年始の急病のときは 山形市休日夜間診療所（山形市香澄町2-9-39） ☎（635）9955

●人のうごき（令和2年12月1日現在） ※（）内は前月からの増減

人口14,033人（-19）【男6,838人（-9）女7,195人（-10）】 世帯数4,827（-1） 出生3人 死亡18人 転入23人 転出27人